出演基本契約書

「Ace Queen Agent Inc」(以下、「A」といいます。)と、「金では」(以下、「B」といいます。)とは、AがBに対して出演を依頼する映像作品(以下、「本件作品」といいます。)出演に関する基本的事項について以下のとおり合意し契約を締結する。

1.目的・告知事項

- 1-1. Bは、Aに対し、Bが出演を承諾した個別の映像作品について、本契約及び個別の映像作品に関する出演契約(以下、「個別契約」といいます。)所定の条件に従って、本件作品に出演(録音、録画による本件作品のための実演、リハーサル、取り直し、作品説明のための写真の撮影など関連業務を含む、以下同じ。)し、A又はその指定する製作責任者の指示に従い、自己の能力を最大限に発揮して出演を完了させることを約する。
- 1-2. 本契約及び個別契約中に別途定義がない限り、各契約書中の用語の解釈については、アメリカ合衆国著作権法(Copyright Low of United States)の規定に従う。
- 1-3. AとBとは、本件作品について、本件作品を制作し公表する者(以下、「製作公表者」という。)がアメリカ合衆国において、同国法に適合する形式で公表(インターネット上での配信を含む)することを前提として製作されるものであることを相互に確認する。但し製作公表者情報については個別契約にて明示するものとする。
- 1-4. Bは、本件作品が性交渉もしくは性交類似行為を含む映像作品であることについてAから説明を受けるとともに、出演が任意であり、Bの意思によりいつでも中止できること、Bの意思に基づかない演出については拒否できることを十分理解したうえで、本件作品をより良い作品にすることを目的として本件作品に出演する。

2. 撮影等への参加

- 2-1. Bは、個別契約記載の撮影場所において、朝、日中又は夜間にAが実施する本件作品の撮影に参加する。
- 2-2. Bは、Aから指示がある場合、打ち合わせ等本件作品の撮影の準備及びアフレコ等に参加する。
- 2-3. Bは、Aから指示がある場合、本件作品を紹介するための写真撮影に参加する。
- 2-4. B、A及びAが指定した会社若しくは人により撮影がされることについて承諾する。

3. 報酬

- 3-1. Aは、Bに対し、本契約及び個別契約に対する一切の対価として、個別契約で合意した内容に従って報酬を支払う。なお、Bは、Aに対し、本条所定の報酬以外に、名目(出演料、権利移転料等を含みこれに限られない。)の如何を問わず金銭的請求をすることができない。
- **3-2.** 報酬の支払い時期について、特に個別契約で定めない場合、その支払い日は映像公開日の翌日とする。

4. 権利の帰属

4-1. 本件作品(完成版に使用されなかった映像・音声素材を含む。以下同じ。)および本件作 品を宣伝するための写真等の宣伝素材(以下「本宣伝素材」という。)に関する著作権その他一切の法的権利は、Bの意思表示を要することなく、本契約に基づきAに譲渡されるものとする。

- 4-2. B は、本契約書または A から別途要求された著作権譲渡に関する書類の作成について協力 するものとし、A が著作権譲渡登録を行う際には、本契約書またはその写しについて真正である旨の宣誓書や公的証明書の作成に協力する義務を負うものとする。
- 4-3. 本件作品および本宣伝素材、本契約および個別契約に基づくBの役務の成果物について、以下の方法を含む全ての方法により、専らアメリカ合衆国(インターネット配信の場合は全世界)において永久に使用および収益する権利(当該権利を第三者に譲渡または許諾する権利を含む。)は、全てAに独占的に帰属するものとする。

記

- 1. インターネット、移動通信電話回線、衛星通信ネットワークでの利用
- 2. 本件作品の電話回線、移動通信電話回線、衛星通信ネットワークでの利用
- 3. その他、本件作品の自動公衆送信(送信可能化を含む)
- 4. 現在存在する、または将来開発されるあらゆるメディア(インタラクティブメディア、デジタルメディア等を含む)における利用
- 5. 本項に明記されていない方法であっても、本条第1項に基づきAに権利が帰属することを前提に、Aが著作権に基づく権利を行使する場合、個別契約締結時にBが特段の反対意思を表明しない限り、Bはこれを承諾したものとみなす。
- 4-4. A が本件作品を第三者に譲渡した場合、譲渡された国の法律に従い、当該権利が移転するものとする。
- 4-5. B は、本条の各項における権利の移転および不行使等に関し、A より十分な説明を受けたうえで納得し、これらの権利移転および不行使の対価が第3条第1項記載の報酬に含まれていることを承認し、本契約を締結するものとする。

5. Bの義務

- **5-1**. Bは、以下に定めるいずれかの行為をしてはならない。
- 1. 本件作品もしくは類似の作品を除く、善良な風俗もしくは公の秩序に反する行 為、犯罪の嫌疑を受ける状況を惹起する行為、新聞雑誌などにスキャンダル記事が報道される状況を惹起する行為、又は、自らの身体的条件に著しい変化を与える行為
- 2. アメリカ合衆国およびBが滞在する国において違法であるとされる薬物を使用し、これを所持する行為
- 3. マフィア(もしくはBが滞在する国でマフィア若しくはこれとみなされる人若しくは団体を含む)に 該当する団体に所属し又はマフィアと交流する行為
- 4. Aもしくは本件作品の関係者の社会的評価・信用を傷つけまたはその恐れのある行為
- 5-2. Bは、以下に定める各事項を表明且つ保証する。
- 1. 本契約及び個別契約所定の義務を完全に履行し、Bが行うべき手配、手続及び管理の一切を 行うこと
- 2. 本契約及び個別契約の締結及び履行に関し、Bが、第三者との間において、その障害となるいかなる法的関係も有しないこと。
- 3. Bにつき、撮影時に年齢が18歳以上でありかつ高等学校在学中でなく、Aの求めに応じこれを 証明する書面等を提出すること。
- 4. B自身が犯罪の嫌疑を受けていないこと。

- **5**. BがAと連絡を取ることができる連絡先を、Aの求めに応じ提供すること。
- **5-3**. Bは、前項若しくは5-1に反した場合、Aは、何らの通知催告を要することなく本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができるとともに、Bに対してこれにより被った一切の損害および損失の賠償を請求することができる。

6. 一般条項

- 6-1. A及びBは、本契約に関して知り得た相手方の機密情報、個人情報等を正当な理由なくして第
- 三者に漏洩してはならない。
- 6-2. Bは、本契約に基づく契約上の地位、権利、債権、債務、義務又は利益を、Aの事前の書面による承諾なくして、第三者に対し譲渡、担保設定又はその他如何なる形態でも処分してはならない。Aは、何時でも自由に、本契約に基づく契約上の地位、権利、債権、債務、義務及び利益を、第三者に対し譲渡、担保設定及びその他あらゆる形態で処分することができる。
- **6-3.** A又はBは、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行しない場合は、相手方に対して相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通知をもって本契約の全部又は一部を解除することができる。
- **6-4.** A又はBは、相手方において、次の各号に掲げる事由の一が生じた場合は、何らの催告なくして直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 1. 重大な過失または背信行為があったとき
 - 2. 支払の停止または仮差押、差押、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、会社整理 開始、特別清算開始の申立があったとき
 - 3. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 4. 公和公課の滞納処分を受けたとき
- **6-5.** Aは、Bが提供した連絡先に対して連絡をしても、1週間返答がなかった場合、何らの通知催告なく本契約及び個別契約の解除を行うことができ、かつ、5-3規定の損害の賠償を請求することができる。
- 6-6. 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
- 6-7. 本契約のいずれかの条項が、何らかの理由で無効または拘束力を持たない言葉判明した場合でも、それは他の条項の有効性や拘束力にいかなる影響も及ぼさない。
- **6-8.** 本契約が解除等により終了した場合であっても、1-2、2、3、4、5並びに6-1、6-2及び6-5~10の各規定は、なお有効に効力を維持するものとする。
- 6-9. 本契約の解釈の基準となる準拠法はアメリカ合衆国法もしくはカリフォルニア州法(アメリカ合衆国法とカリフォルニア州法とが抵触する場合はカリフォルニア州法)とする。
- 6-10. 本契約に関する一切の専属的合意管轄裁判所は、Aの所在地を管轄するアメリカ合衆国カリフォルニア州の裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、Aが原本を、Bが写しを保有する。

20 年 月 日

A 970 W 190TH ST 435 TORRANCE, CA 90502

Ace Queen Agent Inc

B 〒 神奈川県厚木市旭町4-4-4 102



出演個別契約書

【 U 下、「乙」という。)は、「Ace Queen Agent Inc」(以下、「甲」という。)と乙との間で20 日締結した出演基本契約書

(以下、「基本契約書」という。)に基づき、以下のとおり個別契約を締結する。

第1条【出演作品および条件】

甲が乙に対して出演を求める作品(以下、「本件作品」という。)はおおむね以下のとおりである(詳 細については別紙で定める)。

- (1) 作品名:
- (2) 作品の内容
- □ 性行為
- □ 性交類似行(オナニー、アダルトグッズの利用等)
- □ SM プレイ
- □ 複数人参加 男性 人 女性人
- (3) 撮影年月日 年 月 日 ~ 月 H
- (4) 撮影場所
- (5) 報酬 \$(公租公課等込)
- (6) 報酬支払日及び指定口座
- ① 支払日 月
- ② 指定口座 支店 銀行 当座•普通 口座番号

第2条【同意】

- 1. 乙は、第1条記載の条件および別紙出演内容に同意し、本件作品に出演する。
- 2. 乙は、別紙公表者一覧記載の公表先に本件作品を公表することに同意する。

第3条【録音録画の承諾】

乙は、基本契約及び本契約に基づき本件作品に出演し、その実演を本件作品において録音・録 画することを承諾する。

第4条【優先関係】

本契約において、個別契約と異なる定めをした場合、本契約が優先し、本契約に記載ない事項に ついては基本契約の通りとする。

第5条【第三者への委託

- 1. 甲は、本件作品の撮影・編集等を第三者に委託することができ、乙はこれを承諾する。
- 2. 甲は、前項に基づき第三者に撮影・編集等を委託する場合、乙に対し当該第三者の情報を通知
- 3. 甲は、乙に対し、第1項の第三者に対しても、甲に対して有すると同様の撮影の中止件等が保証 されていることを確約する。

第6条【特約】

乙は、甲に対し、出演料について、現金による支払を求めることができ、その場合、前条の第三者が代わって支払うことについて同意し、出演料を受領した場合、乙は甲宛の領収書を発行する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を乙が写しを保有する。

月 20 \exists

970 W 190TH ST 435 TORRANCE, CA 90502

氏名•名称 Ace Queen Agent Inc

神奈川県厚木市旭町4-4-4 102

氏名

住7075年4月15日 20:55 GMT+9)

1. 別紙 出演内容

2. 別紙公表者一覧URL: https://loverfans.com

URL: https://ladvkiller.love URL: https://www.xxx-av.com URL: https://www.1919gogo.com URL: https://www.club-xxx.net URL: https://www.jukujo-club.com URL: https://www.street-gals.com

URL: https://www.clips4sale.com/